

# お知らせ

改正健康増進法の一部が、令和元年7月1日から施行され、県庁舎においても特定の喫煙場所以外では敷地内での喫煙が禁止となります。

なお、特定屋外喫煙場所は、下記配置図の2箇所になります。

施設管理課

